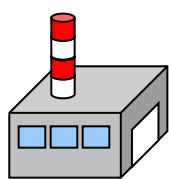


# ご存じですか? ばい煙測定

ばい煙・排ガス測定は、大気汚染防止法により、ばい煙発生施設で義務づけられています。また、固定発生源（工場や事業場）から排出又は飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められています。

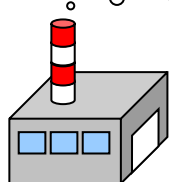
## ばい煙とは?



工場、事業場で発生する**人為的大気汚染物質**です。

〔 硫黄酸化物 (SO<sub>x</sub>)、ばいじん、  
有害物質 … 窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>)、  
カドミウム、鉛、塩素及び塩化水素、  
フッ素・フッ化水素及びフッ化ケイ素等 〕

## ばい煙発生施設とは?



大気汚染防止法では、32種類の施設を「ばい煙発生施設」としています（下表に一例を示します）。

施設の規模・能力等により規制があり、施設の使用状況にもよりますが、**年2回以上の測定が義務づけられています**。なお、水銀は廃棄物焼却炉等の水俣条約の対象施設に該当するものです。

ばい煙発生施設の種類	規 模
ボイラー	伝熱面積 10m <sup>2</sup> 以上、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/h 以上
金属精錬用溶鋳炉	原料の処理能力が 1t/h 以上
金属精錬・鋳造用溶解炉	火格子面積が 1m <sup>2</sup> 以上、又は羽口面断面積が 0.5m <sup>2</sup> 以上、又はバーナーの燃焼能力が 50L/h 以上、又は変圧器の定格容量が 200kVA 以上
廃棄物焼却炉	火格子面積が 2m <sup>2</sup> 以上、又は燃焼能力が 200kg/h 以上
ディーゼル機関（発電）	燃料の燃焼能力が重油換算 50L/h 以上
ガソリン機関（発電）	燃料の燃焼能力が重油換算 35L/h 以上

## <測定頻度>

測定物質	測定すべき 発生施設の区分	測定時期	記録 保存
硫黄酸化物 排出量	硫黄酸化物の排出量 10Nm <sup>3</sup> /h 以上	2月を超えない作業 期間ごとに1回以上	所定の 記録表 に記録 し、 3年間 保存
	同上 (総量規制地域内の特定工場)	常時	
燃料中の 硫黄含有率	硫黄酸化物に係わる全施設	規定なし	
ばいじん濃度	排出ガス量 4万 Nm <sup>3</sup> /h 以上	2月を超えない作業 期間ごとに1回以上	
	排出ガス量 4万 Nm <sup>3</sup> /h 未満	年2回以上	
有害物質濃度	排出ガス量 4万 Nm <sup>3</sup> /h 以上	2月を超えない作業 期間ごとに1回以上	
	同上(窒素酸化物に係わる特定工場等に設 置されているもの)	常時	
	排出ガス量 4万 Nm <sup>3</sup> /h 未満	年2回以上	
水銀濃度 (水俣条約の 対象施設)	排出ガス量が 4万 Nm <sup>3</sup> /時以上の施設	4か月を超えない作業 期間ごとに1回以上	
	排出ガス量が 4万 Nm <sup>3</sup> /時未満の施設	6か月を超えない作業 期間ごとに1回以上	
	専ら銅、鉛、亜鉛の硫化鉱を原料とする乾 燥炉、専ら廃鉛蓄電池又は廃はんだを原料 とする溶解炉	年1回以上	



測定口に採取管を挿入し、  
排ガスをサンプリングします。



排ガス中の大気汚染物質を  
各種計器を用いて測定します。



一般財団法人 上越環境科学センター

〒942-0063 新潟県上越市下門前 1666 番地

TEL : 025-543-7664

FAX : 025-543-7882

E-mail : (総合) info@jo-kan.or.jp

URL : <https://www.jo-kan.or.jp>

お問合せ窓口：業務課 又は 検査二課